

# 阿南市認定農業者制度について

## 1 認定農業者制度とは

認定農業者制度は、農業者が基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を市町村等が認定し、これらの認定を受けた農業者に対して重点的に支援措置を講じようとするものです。

阿南市の区域のみにおいて農業経営する場合は阿南市認定  
二以上の市町村の区域において農業経営する場合は徳島県認定  
都道府県の区域を超える場合には農林水産大臣認定

## 2 農業経営改善計画の主な認定基準

- (1) 目標(5年後)年間農業所得 概ね470万円(下限376万円)
- (2) 年間労働時間:2,000時間程度
- (3) 計画が市の基本構想に照らして適切であること。
- (4) 計画が達成される見込みが確実であること。



## 3 認定までの流れ

- (1) 認定を受けようとする農業者が「農業経営改善計画認定申請書(添付書類を含む。)」を作成し、農林水産課に提出します。申請書の農業経営の規模目標や農業所得算出根拠等の作成は、阿南農業支援センターが支援してくれますので、事前にご相談ください。

〔主な提出書類〕

- ① 農業経営改善計画認定申請書
  - ② 目標(5年後)年間農業所得の算出根拠
  - ③ 農業経営改善計画の認定に係る個人情報取扱いについて
  - ④ 直近の確定申告書
  - ⑤ 法人登記簿、法人定款の写し(法人のみ)、再認定における自己評価(再認定のみ)等その他
- (2) 阿南市農業経営改善計画認定会議(月1回)において、農業経営改善計画を認定基準に照らし、審査を行います。
  - (3) 農業経営改善計画が適当と認められるときは、認定の可否について申請者に通知します。

## 4 認定農業者に対する支援措置

支援措置	問い合わせ先
スーパーL資金及び農業近代化資金 資本性劣後ローン	日本政策金融公庫、農協等
農地利用効率化等交付金(融資主体補助型)	阿南市農林水産課企画係
経営所得安定対策(ゲタ・ナラシ対策)	阿南市農林水産課水田対策係
農業者年金保険料の国庫補助(青色申告者に限る。)	阿南市農業委員会
農地転用手続きのワンストップ化	阿南市農林水産課振興係